

岐阜県スポーツ少年団『研修会受講カード』について

1 使用方法

このカードは岐阜県スポーツ少年団が発行したものであり、指導者が研修会へ参加する意欲を高めることを目的とし、自分がいつ、どこで、どんな研修会を受講したかを一覧で確認・証明するものです。

なお、カードは指導者本人が管理してください。



指導者が研修会に参加する際、主催者（スポーツ少年団事務局など）がカードを回収し、終了時に受講証明印の捺印と必要事項をカードに記入して返却します（大垣市スポーツ少年団においては、別の対応をしています。詳細については次ページをご確認ください。）。

2 研修会に受講カードを忘れてしまったら

受講日より1ヶ月以内に限り、捺印が認められます。その場合、受講者本人がその研修会主催者から直接証明印をもらってください。なお、遠方などを理由に、受講者がその研修会主催者から証明印をもらえない場合に限り、所属する市町村スポーツ少年団事務局から証明印をもらえますが、証明印捺印者は、主催者に対し参加者名簿にて参加の有無を確認することとなっています。

3 受講カードを紛失してしまったら

再発行日を基準に過去1年以内に限り、参加された研修会に対する再捺印が認められます。その場合、受講者本人がその研修会主催者から直接証明印をもらってください。なお、遠方などを理由に、受講者がその研修会主催者から証明印をもらえない場合に限り、所属する市町村スポーツ少年団事務局から証明印をもらえますが、証明印捺印者は、主催者に対し参加者名簿にて参加の有無を確認することとなっています。

4 受講証明印欄がいっぱいになったら

所属する市町村スポーツ少年団事務担当者が新しいカードを配布します。また、新しいカードの管理については市町村で行います。

なお、受講者には、いっぱいになった受講カードと引き換えに岐阜県スポーツ少年団において記念品を交付します。

大垣市スポーツ少年団 指導者の皆さまへ

※ このカードの対象となる「指導者」とはスポーツ少年団に登録している方を指し、資格の有無は問いません。大垣市スポーツ少年団では、700人ほどの方が対象となっています。

カードは平成27年度に種目スポーツ少年団を通じて登録指導者全員分を配付しています。また新規登録者には、各研修会にて案内し配付しています。

※ 大垣市スポーツ少年団では、受講された研修会の内容がわかるようにするため、シールでの対応とさせていただいており、証明印は捺印しません。

右の画像の赤太枠部分が、大垣市スポーツ少年団が発行する受講シールで、2段目は岐阜県スポーツ少年団等が開催する研修会を受講した場合に捺印される「受講済」印です。

| 期 日 | 研修会の種類 | 受講証明印 |
|-----------|---------------------|-------|
| H30.11.27 | 大垣市 読書会・「子育てのコーチング」 | 先支 |
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | 受講済 |
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | |
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | |
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | |
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | |

※ 岐阜県体育協会および大垣市体育連盟や他都道府県スポーツ少年団などが主催する研修会に参加した場合には、受講証明印はもらえません。

岐阜県スポーツ少年団、県内各地区または県内各市町村スポーツ少年団主催の研修会に限ります。

その他の研修会を受講された場合には、「その他の研修会」という欄にご自身でご記入いただき、記録してください。

| 期 日 | 研修会の種類 | 受講証明印 |
|---------|----------|-------|
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | |
| 年 月 日 | 市町村・地区・県 | |
| その他の研修会 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |

※ 大垣市スポーツ少年団の行事のうち、対象となる研修会は、「育成母集団研修会」「指導者研修会」「講演会」「普通救命講習会」です。

「スポーツ少年団認定員養成講習会」は研修会カードの趣旨と違うため該当しません。

※ 証明印欄（その他の研修会を除く）がいっぱいになったカードは、大垣市スポーツ少年団事務局で取りまとめ、岐阜県スポーツ少年団に提出します。記念品をお渡しするまでには、時間を要しますことをご承知おきください。

【問い合わせ先】 大垣市スポーツ少年団事務局（担当：下野）

TEL：78-1122 E-mail：y-shimono@ogaki-tairen.jp